農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

宮崎市長 戸敷 正

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ・ 花ヶ島地区 (大宮3)
- · 郡司分(赤江6)
- · 新名爪(住吉3-1)
- · 上北方、瓜生野·柏田 (北1)
- · 東田 (佐土原)
- 南田(佐土原)
- 黒田 (佐土原)
- 新木(佐土原)
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 令和2年 3月25日

3 当該区域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

 経営体数	地域の	中心とな	る経営位	体(担い	手)数
		認定 農業者	認定新規 就農者	法人	集落 営農
地区数		※下記の、うち数は重複あり			
花ヶ島地区(大宮3)	20	8	2	0	0
郡司分(赤江6)	20	4	1	0	0
新名爪(住吉3-1)	18	15	0	2	0
上北方、瓜生野・柏田 (北1)	21	6	0	1	0
東田(佐土原)	18	4	1	2	0
南田(佐土原)	15	12	0	1	0
黒田(佐土原)	18	10	2	2	0
新木(佐土原)	23	12	0	3	0

4 当該区域における農業の将来のあり方

地区名	当該区域における農業の将来のあり方 (中心経営体への農地の集約化に関する方針)
花ヶ島地区(大宮3)	・規模拡大の意向を有する中心経営体がいるため、それらの経営体を中心に地域で農地の集積・ 集約について検討を進めて行く。 ・中心経営体の中には、耕作地が点在していることに苦慮している者がいる。そのため、農地の集約化にむけて、小作料の統一化などについて、検討を行う。
郡司分(赤江6)	現状として比較的多くの中心経営体が確保されており、当面は現在の耕作状況が維持されていくものと思われる。 そのため、中心経営体がそれぞれの農業経営を維持することを基本とし、将来的に農地を手放すものが出てきた際には地域での話し会いを行いながら対応することで、地域農業を守ることとする。
新名爪(住吉3-1)	地区内の農地について、面的な基盤整備を行い、中心経営体が効率的な水田営農を行えるようにすることを目指す。
上北方、瓜生野·柏田 (北1)	現在の耕作者が、今以上の面積を耕作することは難しい状況である。現在の耕作状況を維持しつつ、離農者や規模を縮小しようとする者が出てくる際には、優良農地を優先して守るために、地域全体で情報共有を図りながら対応を行う。
東田(佐土原)	水稲やWCSを主体とした農業法人が地区内に設立されており、農地所有者が耕作できない農地を引受けることで、農地の集積が進みつつある状況である。 さらに受け入れ規模を拡大する意思もあり、一層の農地集積が期待できる。
南田(佐土原)	水稲やWCSを中心とした経営を行っている農業法人が設立されており、農地所有者が耕作できない農地を引受けることで、農地の集積・集約化が進んでいる。
黒田(佐土原)	当面は農地中間管理機構は活用せず、基盤強化 法による農地の貸借により、認定農業者を中心に 担い手となる経営体に農地を集積・集約する。ま た、新たに担い手となる新規参入者の受け入れ・ 確保を促進し、耕作放棄地の発生を防止する。
新木(佐土原)	現在の中心経営体への農地の集約化を円滑に し、新たな担い手の確保を促進するため、基盤整 備事業を活用し農地の大区画化や汎用性を高める ことを検討する。

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
花ヶ島地区(大宮3)	中心経営体の中には規模拡大の意向がある 者や、耕作地が点在していることに苦慮して いる者がいる。 そのため、中心経営体の農地の集積、集約 化に向けては、農地中間管理機構の活用を念 頭に検討を進めて行く。
郡司分(赤江6)	中心経営体の中には、耕作地が点在していることや規模拡大の意向があるものの農地の確保に苦慮している者がいる。 中心経営体の農地の集積、集約化について、農地中間管理機構の活用を念頭に検討を進めて行く。
新名爪(住吉3-1)	令和元年度に地域として農地中間管理事業を 活用した。一部、活用に至っていない農地が あるため、地権者から同意が得られるように 説明を継続していく。
上北方、瓜生野・柏田 (北1)	本地域の専業農家は、葉たばこやマンゴーを地域外で生産する傍ら本地域で水稲を営農する農家が中心である。 一方地域内で水稲を営む農家は、兼業農家や高齢者が大半であり、今後も担い手の減少が懸念される。 そのため、地域全体での話し会い活動を充実させながら、農地利用のあり方について検討を進め、あわせて、中間管理事業の活用についても検討を行う。
東田(佐土原)	東田地区は農地中間管理事業の重点実施地 区に位置づけており、農地中間管理機構への 貸し付けに理解を示す農地所有者の農地につ いては、農地中間管理機構に貸し付ける。
南田(佐土原)	南田地区は農地中間管理事業の重点実施地 区に位置づけており、農地中間管理機構への 貸し付けに理解を示す農地所有者の農地につ いては、農地中間管理機構に貸し付ける。
黒田(佐土原)	当面は農地中間管理機構を活用する考えはない。
新木(佐土原)	新木地区は農地中間管理事業の重点実施地区に位置づけており、農地の集積・集約の話し合いの際に農地中間管理機構の活用を検討する。